

令和4年度補助団体監査結果を公表します

地方自治法第199条第7項及び大崎町監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき補助団体監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、監査の結果を公表します。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

- 名 称 ①大崎町青少年活動事業
②大隅スポーツ交流拠点プロジェクト
③燃ゆる感動かごしま国体大崎町実行委員会
- 範 囲 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業のうち、事業運営補助金に係る出納その他の事務の執行について

補助金の名称及び補助金の額

①大崎町青少年活動事業補助金	1,660,000円
②大隅スポーツ交流拠点プロジェクト補助金	1,800,000円
③燃ゆる感動かごしま国体大崎町実行委員会補助金	3,881,000円

(2) 監査実施年月日 令和5年6月26日

(3) 監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書及び預金通帳等の関係書類の提示を求め、関係職員から説明を聴取し、当該補助金が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正におこなわれているかどうか主眼をおいて監査を実施した。



監査の様子【教育委員会社会教育課】

2 監査の結果

- ① 令和4年度の補助金の執行状況について監査の結果、補助金の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金は確実に収納されていた。また、補助金の使途については、必要とする事業支出に配分されており、目的に沿って執行されていることを確認した。
- ② 会計経理に関する事務処理並びに通帳等、適正に処理されていることが認められた。

令和5年7月5日

大崎町監査委員 遠 矢 忠
同 宮 本 昭 一